

山口市地域クラブ設置及び運営実施要綱

(設置)

第1条 山口市立中学校に在籍する生徒(以下「生徒」という。)が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、山口市地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大内地域クラブ	山口市大内長野 555 番地
宮野地域クラブ	山口市桜畠四丁目 9 番 1 号
大殿地域クラブ	山口市古熊一丁目 4 番 1 号
白石地域クラブ	山口市白石二丁目 7 番 1 号
湯田地域クラブ	山口市楠木町 7 番 1 号
鴻南地域クラブ	山口市維新公園四丁目 7 番 1 号
平川地域クラブ	山口市黒川 1231 番地 1
瀧上地域クラブ	山口市陶 1912 番地
二島地域クラブ	山口市秋穂二島 10558 番地 1
川西地域クラブ	山口市嘉川 4352 番地 2
小郡地域クラブ	山口市小郡中央通 4 番 1 号
秋穂地域クラブ	山口市秋穂東 10615 番地 1
阿知須地域クラブ	山口市阿知須 5094 番地 3
徳地地域クラブ	山口市徳地堀 1606 番地

(運営主体)

第3条 地域クラブの運営主体は市とする。

(事業内容)

第4条 地域クラブは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ活動を支援する活動
- (2) その他 地域クラブの目的達成のために必要な活動

(活動日)

第5条 地域クラブの活動は1週当たり平日(月曜日から金曜日までをいう。以下同じ。)のうち2日及び休日(土曜日及び日曜日をいう。以下同じ。)のうち1日とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、当該曜日に準ずる。

2 前項の規定にかかわらず、地域クラブは生徒の本分である学業や学校生活を重んじた活動を展開するため、次に掲げる期間については、活動を行わないものとする。

- (1) 定期試験期間等の期間
- (2) 盆(8月14日から同月16日までの3日間をいう。)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの6日間をいう。)の期間
- (3) その他教育委員会が必要と認める期間

3 第1項の規定にかかわらず、前項の期間や荒天等による活動休止日は、同年度内の活動に振り替えて実施することができる。

(活動時間)

第6条 地域クラブの活動時間は、1日当たり平日は2時間、休日は3時間を上限とし、活動時間帯は、平日は放課から19時まで、休日は8時から17時までとする。ただし、市長が特に認める場合には、この限りでない。

(対象)

第7条 地域クラブに参加できる者は、山口市立学校設置条例(平成17年山口市条例第56号)第3条に定める学校に在籍する生徒で、その保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の同意を得た者及び市長が特に認める者とする。

(入会申込)

第8条 地域クラブに参加を希望する生徒の保護者は、市が指定するアプリケーションを用い申込を行うものとする。

(入会及び会費の決定)

第9条 市長は、前条の申込があったときは、その内容を審査し、入会を認めるときはその旨及び次条に規定する会費の額を山口市地域クラブ入会及び会費決定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(会費)

第10条 前条の規定により入会した生徒(以下「会員」という。)の保護者は、地域クラブの運営に必要な費用の一部として地域クラブ会費(以下「会費」という。)を、口座振替により納付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 会費は、1競技・種目につき会員1名当たり月額3,000円とする。
- 3 月の途中に入会又は退会した場合の当該入会月又は退会月の会費は前項と同額とし、日割り計算は行わないものとする。
- 4 会費は、月を単位として納付しなければならないこととし、当該月に係る会費の納付期限は、別表第1に定めるところによる。
- 5 別表第1に定める納付期限が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、当該納付期限後において当該納付期限に最も近い日曜日等でない日を納付期限とする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、会費の納付期限を変更することができる。

(会費の督促)

第11条 市長は、会費が納期限までに納付されないときは、督促するものとする。

(会費の減免)

第12条 市長は、会員の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護(以下「生活保護」という。)を受けている者又は山口市就学援助費交付要綱に基づく就学援助の認定(以下「就学援助認定」という。)を受けている場合で、同要綱第2条(第3号イ及びウを除く。)に該当する者については会費の3分の2を、同条第3号イ又はウに該当する者については会費の2分の1を減免することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は前項に規定する者のほか、特に減免を行う必要があると認める者について、必要と認める範囲で会費を減免することができる。

- 3 前各項の減免を受けようとする会員の保護者は、山口市地域クラブ参加会費減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、減免の可否を決定し、その結果を山口市地域クラブ会費減免決定通知書兼納付額変更通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 5 減免の決定を受けた保護者が生活保護又は就学援助認定の取消しを受けた場合は、当該取消しの対象となった月に応じ、減免の決定を取り消し、書面で通知するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により減免の決定を取り消した場合において、既に減免されている会費について納付すべき金額が生じたときは、当該保護者に対し、当該額の納付を求めるものとする。

(届出義務等)

第13条 会員の保護者は、次の各号に掲げる事項が生じたときは、当該各号に定める様式により遅延なく市長に届け出なければならない。

- (1) 会員及びその保護者の住所、氏名等申込事項に変更があったとき 様式第4号
- (2) 参加競技・種目等を変更したいとき 様式第5号
- (3) 地域クラブを退会するとき 様式第6号

(指導スタッフ)

第14条 教育委員会は地域クラブで実施する各競技・種目等に対し、当該競技・種目等の活動を運営するに足る必要な指導スタッフを配置するものとする。

- 2 指導スタッフの身分及び報酬等については別に定める。

(保険)

第15条 市長は、地域クラブの活動中や活動場所との往復中に起こった会員のけがや事故等を補償するため、会員をスポーツ安全保険に加入させるものとする。

- 2 前項のスポーツ安全保険の加入に係る費用は市が負担し、加入手続は事務局が行うものとする。

(活動停止又は退会処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を活動停止又は退会させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 会員の保護者が、納期限の日から3月を経過しても会費を支払わないとき
- (3) 他の会員や指導スタッフに対する迷惑行為や危険な行為を継続して行うなど、地域クラブの円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) その他、市長が必要と認めるとき

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

対象活動月	納付期限
4月分	5月31日
5月分	6月30日
6月分	7月31日
7月分	8月31日
8月分	9月30日
9月分	10月31日
10月分	11月30日
11月分	12月26日
12月分	1月31日
1月分	2月末日
2月分	3月31日
3月分	4月30日